

児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずるほか、保育料の収納事務の私人への委託及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結を行うために必要な規定の整備を行うこと。

第二 児童相談に関する体制の充実

一 市町村の業務等

- 1 市町村の業務として、児童の福祉に関し、必要な実情の把握及び情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことを規定すること。（第十条第一項関係）
- 2 市町村長は、児童の福祉に関する相談に応じる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならないものとする。（第十条第

二 二項関係)

3 政令で定める市は児童相談所を設置できることとする。 (第五十九条の四第一項関係)

二 都道府県の業務等

1 都道府県又はその設置する児童相談所の業務として、市町村に対する必要な援助を行うこと、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること等を規定すること。 (第十一条及び第十二条関係)

2 児童相談所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。 (第十二条の三第三項関係)

3 大学において心理学等を専修する学科等を修めて卒業した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働省令で定める施設において一年以上福祉に関する相談等の業務に従事したものでなければならぬこととする。 (第十三条第二項第二号関係)

三 要保護児童対策地域協議会

1 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児

童等に対する支援の内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くことができるものとする。 （第二十五条の二第一項及び第二項関係）

2 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定するものとする。 （第二十五条の二第四項及び第五項関係）

3 協議会は、1の情報の交換及び協議を行うため必要があるときは、関係機関等に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。 （第二十五条の三関係）

4 協議会を構成する関係機関等の役職員等は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 （第二十五条の五関係）

第三 児童福祉施設、里親等の在り方の見直し

一 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し
安定した生活環境の確保等の理由により特に必要がある場合には、乳児院に幼児を、児童養護施設に

乳児を入所させることができるものとする。 (第三十七条及び第四十一条関係)

二 児童自立生活援助事業における就業の支援等

児童自立生活援助事業の目的として、当該事業の対象者に対する就業の支援を行うことを規定するとともに、当該事業の対象であった者に対する相談その他の援助を行うことを規定すること。 (第六条の

二第十一項関係)

三 児童福祉施設を退所した者に対する援助

児童養護施設等の児童福祉施設の目的として、当該施設を退所した者に対する相談その他の援助を行うことを規定すること。 (第四十一条等関係)

四 里親の定義規定を設けること。 (第六条の三関係)

五 監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化

受託中の児童に対する里親の監護、教育及び懲戒に関する権限を明確化すること。 (第四十七条第二

項関係)

第四 要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し

一 家庭裁判所の承認を得て行う措置の有期限化

家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置の期間は二年を超えてはならないものとする。ただし、当該措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができるものとする。 (第二十八条第二項関係)

二 保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等

家庭裁判所は、一の措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導の措置に関し報告及び意見を求めることができるものとする。同時に、当該承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導の措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導の措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができるものとする。 (第二十八条第五項及び第六項関係)

三 児童相談所長が親権喪失の宣告を請求できる者の拡大

児童相談所長は児童以外の満二十歳に満たない者についても、親権喪失の宣告の請求を行うことがで

きるものとする。 (第三十二条の六関係)

第五 慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置

一 都道府県は、慢性疾患にかかっている児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法等に関する研究に資する医療の給付を行うことができるものとする。 (第二十一条の九の二関係)

二 国は、都道府県が支弁する一の給付に要する費用を補助することができるものとともに、都道府県知事は、患者等に対してその負担能力に応じた費用の支払いを命ずることができるものとする。 (第五十三条の二及び第五十六条第四項関係)

第六 保育料の収納事務の私人委託

都道府県又は市町村の長は、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人に委託することができるものとする。 (第五十六条第四項関係)

第七 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結に必要な

規定の整備

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（以下「議定書」という。）を締結するため、児童の心身に有害な影響を与える目的をもって、これを自己の支配下に置く行為等について、国外犯処罰規定を整備すること。（第三十四条第一項第九号及び第六十条第五項関係）

第八 その他

- 一 罰則について必要な規定を整備すること。
- 二 その他必要な規定を整備すること。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十六年十月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 第三の一 公布の日

2 第七 議定書が日本国について効力を生ずる日

3 第二(一)の3を除く。)、第四及び第六 平成十七年四月一日

4 第二の一の3 平成十八年四月一日

二 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。(附則第二条から第十条まで関係)